

法務省民二第58号
平成20年1月11日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、本年1月15日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙

- 1 第37条第4項中「交付する」を「登記所において交付する」に改め、「押印させて」の下に「、登記識別情報を交付することができる者であることを確認するとともに」を加え、同条第5項中「官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をした場合における」を削り、「の交付を送付の方法によりするときは、前項の規定にかかわらず」を「を送付の方法により交付する場合には」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。
 - 5 前項の場合において、登記官が必要と認めるときは、身分証明書等の文書の提示を求める方法により、登記識別情報を交付することができる者であるか否かを確認し、その際、交付を受ける者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、登記識別情報通知書交付簿に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書の番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な記載内容を登記識別情報通知書交付簿に記載するものとする。
- 2 第42条第1項に次の2号を加える。
 - (4) 登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずることとなる場合
 - (5) 登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合

不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達）

(傍線部分は改正部分)

新	旧
(登記識別情報の通知) 第37条 登記識別情報の通知は、登記識別情報のほか、次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。 (1)～(4) (略) 2～3 (略) 4 登記識別情報通知書を <u>登記所において交付する</u> 場合には、交付を受ける者に、当該登記の申請書に押印したものと同一の印を登記識別情報通知書交付簿に押印させて、 <u>登記識別情報を交付することができる者であることを確認するとともに、当該登記識別情報通知書を受領した旨を明らかにさせる</u> ものとする。	(登記識別情報の通知) 第37条 登記識別情報の通知は、登記識別情報のほか、次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。 (1)～(4) (略) 2～3 (略) 4 登記識別情報通知書を <u>交付する</u> 場合には、 交付を受ける者に、当該登記の申請書に押印したものと同一の印を登記識別情報通知書交付簿に押印させて、当該登記識別情報通知書を受領した旨を明らかにさせるものとする。
5 前項の場合において、登記官が必要と認めるときは、身分証明書等の文書の提示を求める方法により、登記識別情報を交付することができる者であるか否かを確認し、その際、交付を受ける者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、登記識別情報通知書交付簿に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、	(新設)

<p><u>文書の種類、証明書の番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な記載内容を登記識別情報通知書交付簿に記載するものとする。</u></p>	
<p><u>6 登記識別情報通知書を送付の方法により交付する場合には、登記識別情報通知書交付簿に登記識別情報通知書を送付した旨を記載するものとする。</u></p>	<p><u>5 官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をした場合における登記識別情報通知書の交付を送付の方法によりするときは、前項の規定にかかわらず、登記識別情報通知書交付簿に登記識別情報通知書を送付した旨を記載するものとする。</u></p>
<p>(登記識別情報を提供することができない正当な理由)</p>	<p>(登記識別情報を提供することができない正当な理由)</p>
<p>第42条 法第22条ただし書に規定する登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合とは、次に掲げる場合とする。</p>	<p>第42条 法第22条ただし書に規定する登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合とは、次に掲げる場合とする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(4) 登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずることとなる場合</u></p>	<p>(4) (新設)</p>
<p><u>(5) 登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合</u></p>	<p>(5) (新設)</p>